

射水市監査委員告示第9号

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準（令和2年射水市監査委員告示第6号）に準拠して令和8年8月に実施した財政課、会計課、消防本部総務課、消防本部予防課、消防本部警防課、消防本部通信指令課、射水消防署、新湊消防署の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年8月5日

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 長 谷 川 清 彦

射水市監査委員 山 崎 晋 次

定例監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

(財務管理部) 財政課

(会計管理者) 会計課

(消 防) 消防本部総務課、消防本部予防課、消防本部警防課、
消防本部通信指令課、射水消防署、新湊消防署

(2) 選定理由

財政課の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査の対象とする。

監査の方法	対象部局	前回の監査期間（監査範囲）	
監査委員監査	財政課	令和7年7月18日 ～令和7年8月4日 (令和6年度執行分)	監査委員監査
書面監査	会計課		書面監査
	消防本部総務課		監査委員監査
	消防本部予防課		
	消防本部警防課		
	消防本部通信指令課		
	射水消防署		
	新湊消防署		

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和7年度に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 予算の執行が適正に行われないリスク	ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
	イ 予算計画に対する実績は妥当であるか。

	ウ 継続費、繰越明許費の繰越扱い、使用手順に誤りはないか。
	エ 計数に違算はないか。特に各種の帳簿の計数は、証拠書類等の計数及び関係帳簿類の計数と符合しているか。
	オ 出納員等の事務引継は適正に行われているか。
	カ 歳入の徴収又は収納事務の委託及び支出事務の委託は適正に行われているか。また、歳入の徴収又は収納の事務を委託した場合、所定の告示及び公表を行っているか。
(2)資金運用が円滑に行われないリスク	ア 起債の内容は適切か。起債の目的、資金種別、時期、限度額、方法、借入先、利率及び償還の方法等は適切か。
	イ 起債は予算で定められた限度内で行われているか。
	ウ 基金の設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、確実、効率的に運用されているか。
	エ 基金の取崩し手続は適正に行われているか。
	オ 基金運用から生ずる収益及び管理経費の処理は適切に行われているか。
(3)賦課事務が適正に行われないリスク	ア 台帳、帳簿、証拠書類等は保存されているか。また、その記帳は適正に行われているか。
	イ 非課税、減免、課税免除、不均一課税、納期延長の取扱い及び手続は、法令等の規定に基づいて適正に行われているか。
	ウ 更正決定及び加算金の処理は適正に行われているか。
(4)徴収、滞納整理事務の手続が適正に行われないリスク	ア 徴収台帳等は整備されているか。また、その記帳は適正に行われているか。
	イ 滞納者の実態は十分調査されているか。また、その滞納の状況と理由を明確に把握し、かつ記録しているか。
	ウ 必要に応じ徴収停止、履行期限の延長、分割納付、債務の免除等の緩和措置がとられているか。また、その手続は適正か。

	エ 督促手数料、延滞金等は適正に徴収しているか。また、これを免除しているものについては、理由及び手続は適正か。
	オ 不納欠損処分は適時、かつ厳正に行われているか。
(5)支出事務が適正に行われないリスク	ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
	イ 需用費、備品購入費の支出において、検査検収は確実に行われ、かつ、物品購入、修繕等の事実のないものはないか。
	ウ 委託料の支出において、委託の相手方及び選定方法は適切か。
	エ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。
(6)必要性の乏しい補助金や助成金が交付されるリスク	ア 使用は、交付要綱の交付目的及び交付対象を逸脱していないか。
	イ 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
	ウ 実績報告に基づく精算は適切か。
	エ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
(7)契約手続が適正に行われないリスク	ア 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。
	イ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
	ウ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。

4 監査の実施内容

財政課、会計課、消防本部総務課、消防本部予防課、消防本部警防課、消防本部通信指令課、射水消防署、新湊消防署の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和8年7月17日（金）から令和8年8月3日（月）まで

第2 事業の概要

1 事務又は事業の概要

(1)財政課

財政課は、予算の編成・執行、資金計画に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 財政計画及び予算の編成に関すること。
- ② 予算の執行及び調整に関すること。
- ③ 地方債及び資金計画に関すること。
- ④ 地方交付税、地方譲与税及び交付金に関すること。
- ⑤ 基金の管理に関すること。

(2)会計課

会計課は、一般会計及び特別会計（企業会計を除く。）に係る出納及び決算に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 公金管理・運用に関すること。
- ② 市税及び手数料等の窓口収納に関すること。
- ③ 収入・支出に係る伝票審査に関すること。
- ④ 現金、有価証券及び物品（使用中のものを除く。）の出納保管に関すること。

(3)消防本部総務課

消防本部総務課は、消防本部の総務及び人事に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 条例、規則、規程等の制定改廃に関すること。
- ② 予算、決算及び経理に関すること。
- ③ 消防団に関すること。
- ④ 職員及び団員の人事、福利厚生等に関すること。

(4)消防本部予防課

消防本部予防課は、予防業務の指導、規制に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 幼年・少年消防等の指導に関すること。

- ② 危険物の許認可及び届出に関する事。
- ③ 建築物の許認可及び同意に関する事。

(5)消防本部警防課

消防本部警防課は、災害の警戒及び防ぎょ計画に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 総合防災訓練に関する事。
- ② 消防施設整備計画に関する事。
- ③ 消防機械及び装備の整備に関する事。

(6)消防本部通信指令課

消防本部通信指令課は、火災・救急・救助出動の指令管制に関する事務を行っており、主として次のような業務が行われている。

- ① 火災・救急・救助出動の指令管制に関する事。
- ② 気象警報等の発令に関する事。
- ③ 通信施設等の維持管理に関する事。

(7)射水消防署

射水消防署は、火災、救急・救助活動、火災の原因と損害調査等の教務を行っており、主として次のような業務が行われている。

- ① 救急技術の指導及び訓練に関する事。
- ② 危険物施設の立入検査及び指導に関する事。
- ③ 住宅防火対策に関する事。

(8)新湊消防署

新湊消防署は、火災、救急・救助活動、火災の原因と損害調査等の教務を行っており、主として次のような業務が行われている。

- ① 救急技術の指導及び訓練に関する事。
- ② 危険物施設の立入検査及び指導に関する事。
- ③ 住宅防火対策に関する事。

第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については、記述を省略した。

1 意見

財政課

- (1) 令和7年度の一般会計及び特別会計における黒字化達成は、財政健全化指標の改善に向けた取組、基金への計画的な積立、そして着実な繰上償還といったこれまでの堅実な財政運営の成果として高く評価する。

その一方で、多数の繰越事業が発生し、それに伴う歳出の執行率が過去にも増して低調に推移していることは、看過できないものと認識をしている。

これは、事業の着実な推進に支障をきたすだけでなく、財政の効率性や透明性にも影響を及ぼしかねない。

このことから、来年度以降の繰越事業については、引き続きその発生抑制と計画的な執行管理に一層留意するとともに、事業計画の策定段階から完了までの期間を厳密に見積もり、不測の事態に備えつつも年度内での完結を目指されるよう努められたい。

- (2) 今後の財政運営にあたっては、以下の点に留意をされ、更なる健全化と持続可能性の確保に努められたい。

ア 財源確保と経費の徹底した削減

各種補助金や委託料といった事業全般について、その費用対効果や必要性を検証するだけでなく、事業の優先順位や住民ニーズへの適合性、効果測定の視点も取り入れながら、抜本的な見直しと改善に不断の努力を払っていただきたい。

イ 健全な財政規律の堅持

持続可能な財政基盤を確立するため、国や県からの有利な補助金、さらには地方交付税算入率の高い起債を戦略的かつ効果的に活用するとともに、基金の活用や一層の経費削減を進め、新規の借入額が償還額を上回ることもないよう、中長期的な視点に立った健全な財政規律に努められたい。